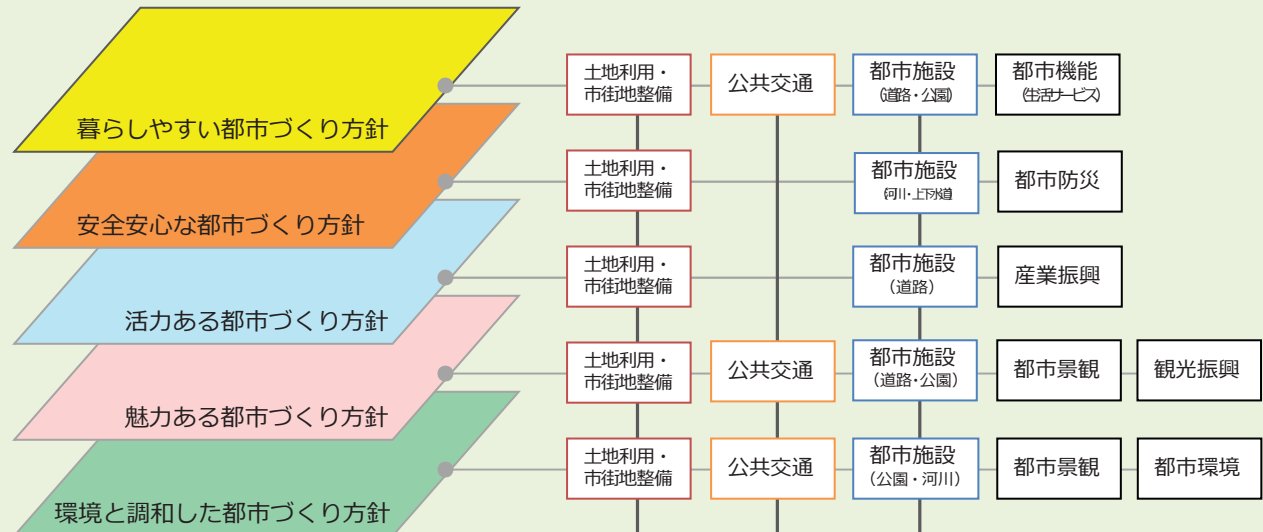


第6章 都市づくりの方針

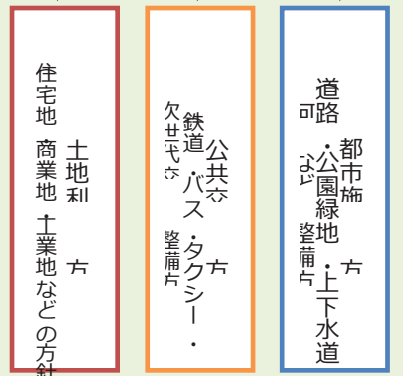
■都市づくりの方針の構成

都市づくりの方針は、下図のように「テーマ別方針」「都市整備方針」の2つにより構成します。

6-1 テーマ別方針 …5つのテーマ別に方針を策定



都市の将来像



6-2 都市整備方針

…都市計画・公共交通などに関わる方針を整理

6-1 テーマ別方針

6-1-1 暮らしやすい都市づくり

人口減少下においても、都市機能（医療・福祉・商業など）や多様なコミュニティを維持・充実させるため、以下の方針に基づき暮らしやすい都市づくりを推進します。

【暮らしやすい都市づくり 方針】

- (1) 拠点への都市機能誘導
- (2) 誰もが安心して暮らせる居住環境の形成
- (3) 誰もが移動しやすい地域交通手段の確保
- (4) コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを支える都市基盤の整備
- (5) 多様なコミュニティを育む拠点の充実

(1) 拠点への都市機能誘導

- ①中心拠点、地域拠点への医療・福祉・商業などの施設誘導による都市機能の維持・充実
 - ・中心拠点、地域拠点は既に医療・福祉・商業などの都市機能がまとまって立地し利便性の高いエリアとなっています。これら拠点において、今後も都市機能の維持・充実が図られるよう適切に誘導を図ります。
 - ・中山間地においては、これまで地域の拠点を形成してきたエリア周辺において生活サービスや地域コミュニティ機能の維持を図ります。
- ②公共施設、公的不動産のマネジメントの推進
 - ・高度成長期以降に整備され老朽化が進む公共施設（行政施設、文化施設、小中学校など）は、将来人口推計、市民ニーズの変化、行政効率の向上などの観点から、集約化や統廃合を推進します。また、市役所周辺、旧金谷庁舎など、拠点における公共施設のあり方については、にぎわいの創出や利便性向上につながるような機能を検討します。
 - ・集約化や統廃合などにより発生する施設跡地については、地域ニーズや立地特性を踏まえ、有効利用を図ります。
- ③市街地における低・未利用地への都市機能の誘導
 - ・今後、市街地のスポンジ化[※]が予測される空き地、空き家の敷地など低・未利用地については、市民・事業者・行政の協働により、土地の換地・集約、区画再編などを進め、医療・福祉・商業・子育て支援施設など都市機能の立地促進となる誘導策を検討します。
 - ※スポンジ化とは、都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。
- ④ICTを活用した生活の利便性向上
 - ・Society5.0[※]の考え方を踏まえ、中山間地におけるドローンによる物流システムなど、生活の利便性向上を図る技術の導入を検討・促進します。
 - ※Society5.0とは、ロボットや自動走行車などICTを活用し、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服され、社会の変革（イノベーション）を通じて、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会のこと。

(2) 誰もが安心して暮らせる居住環境の形成

① 中心拠点、地域拠点周辺への居住誘導

- ・中心拠点及び地域拠点の周辺は、誰もが安心して暮らせるエリアとして居住誘導を図ります。

② 歩いて暮らせる都市づくりの推進

- ・中心拠点、地域拠点周辺においては、医療・福祉・商業といった都市機能の誘導や公共交通の充実などにより歩いて暮らせる都市づくりを推進します。また、公園・緑地や水辺の活用、都市緑化、良好な建物の景観形成などにより質の高い生活を支える都市づくりを推進します。
- ・道路、公園、公共施設などにおいては、誰もが利用しやすいようバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮します。

③ 中心市街地における、低・未利用地を活用した居住の誘導促進

- ・島田駅周辺の中心市街地においては、通勤・通学のしやすさや生活利便性を活かし、空き地・空き家の敷地など低・未利用地について、市民・事業者・行政の協働により、土地の換地・集約、区画再編などを進め、集合住宅や共同住宅など多様な住宅の立地促進を検討します。

④ 用途地域の見直しなどによる良好な居住環境の維持・向上

- ・低層住居専用地域については、住環境の維持及び向上を図ります。また、基盤整備の状況などを踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。
- ・工場の転出などにより著しく土地利用の変化が見られる地域では、周辺地域への影響などを考慮しながら、用途地域の見直しを検討します。

⑤ 地区計画・建築協定などを活用した市街地における良好な居住環境の形成

- ・一定規模以上の開発地や居住環境向上の市民意識の高いエリアにおいて、良好な住宅地としての環境を持続させるため、必要に応じて地区計画や建築協定の導入を図ります。

⑥ 市営住宅などの適正な供給及び維持管理の推進

- ・市営住宅は、住宅確保要配慮者の居住安定確保を図るため、「島田市営住宅等長寿命化計画」の改定時期に人口減少・高齢化の進展を踏まえた需要を推計し、民間賃貸住宅の借上げなども含め、適切な供給を行います。
- ・「島田市営住宅等長寿命化計画」に基づき、快適な住環境の確保と長期的な活用のため、長期的視点に立った、維持管理を行います。

(3) 誰もが移動しやすい地域交通手段の確保・充実

①多様な輸送手段により拠点間を結ぶ地域公共交通網の形成

- ・バス交通については、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを図る中で、市民ニーズと運行の効率性を踏まえ、幹線・支線の明確化や路線の精査を行います。
- ・大量輸送できるバスによる定時定路線運行や少人数の対応ができるタクシー・ワゴン車によるデマンド運行[※]といった適切なモードの設定など、地域公共交通の再構築を図ります。
※デマンド運行とは、利用者の事前予約に応じる形で経路やスケジュールを合わせて運行する地域公共交通
- ・地域公共交通の運行主体については、従来の交通事業者によるもののほか、自治会やNPO法人などによる地域主体の自家用有償旅客運送制度の導入を検討します。
- ・鉄道（JR、大井川鐵道）とバスなどとの連携した地域公共交通網の形成のため、事業者間によるバス運行ダイヤの調整などを検討します。

②ICTを活用した次世代交通システムの導入

- ・ICTの進展を踏まえ、市民の移動ニーズに対応できるよう、自動運転技術・パーソナルモビリティ[※]などを活用した次世代交通システムの導入検討を行います。
※パーソナルモビリティとは、ラストワンマイル（駅やバス停から目的地までの最後の距離）の移動を解消するための、一人乗りの自律電動車いすやミニカーなどのこと
- ・次世代交通システムの導入に向け、産学官の連携による実証実験などの実施を検討します。

③駅前広場などの交通結節点の整備

- ・鉄道とバスの乗継などの利便性向上に向け、六合駅駅前広場の整備を推進します。
- ・バス路線の再構築や車両の更新と併せ、公共施設や都市機能（医療・福祉・商業など）への乗継ポイントとなる交通結節点などについては、乗り継ぎの快適性・利便性を確保するよう努めます。

④移動のバリアフリー化の推進

- ・誰もが移動しやすい環境づくりに努めます。
- ・バスなど車両のバリアフリー化を推進します。
- ・移動の目的地となる公共施設のバリアフリー化を推進します。

⑤中心市街地などにおけるレンタサイクルなどの導入

- ・中心市街地など公共施設や事業所が集積するエリアにおいて、レンタサイクルなどの導入について検討を行います。

(4) コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを支える都市基盤の整備

① 将来自動車交通量などを踏まえた道路ネットワークの再構築

- ・都市計画道路や幹線道路については、「都市計画道路整備プログラム」の見直しなどを通じて道路ネットワークを再構築するとともに、将来自動車交通量・交通安全・都市づくりとの連携・代替路線の有無・構造上の課題などを踏まえ、長期末整備路線などについては見直しを行います。

② 都市間・拠点間を結ぶ幹線道路の整備

- ・都市間・拠点間を結ぶ国道1号の4車線化、国道473号、県道吉田大東線、空港アクセス道路などについて、関係市町と連携しつつ、優先度を踏まえ国・県に整備を働きかけます。
- ・都市間・拠点間のネットワーク強化のため、(仮称)中河東光寺線及び(仮称)鎌塚橋の実現に向けた検討を行います。

③ 拠点内、拠点周辺道路の整備

- ・島竹下線、谷口道線、色尾大柳線、谷口中河線など優先度を踏まえて整備します。

④ 歩行者・自転車ネットワークの形成

- ・鉄道駅、公共施設、観光・交流拠点などを結ぶ歩道や歩行者専用道路の整備・活用などにより、歩いて楽しい歩行者ネットワークの形成を図ります。
- ・中心市街地内や観光・交流拠点間の自転車での移動がしやすくなるよう、自転車通行空間の整備など、自転車ネットワークの形成を図ります。

⑤ 生活道路などの整備、維持管理

- ・生活道路や水路は、市民との協働を図りながら管理を行い、修繕が必要な箇所については、優先度を踏まえ計画的な維持修繕を行います。
- ・狭あい道路については、地権者協力のもと、拡幅・整備を促進します。
- ・路面性状調査の実施や地域要望などにより、優先度を踏まえ必要に応じて安全な道路や歩道の整備を行います。
- ・道路照明灯について、LED化を進め維持管理費を抑制します。

⑥ 緊急輸送路・避難路の整備

- ・「地域防災計画」において、緊急輸送路として指定されている市道谷口道線・菊川神谷城線や広域避難地への誘導路である市道大井川左岸旧堤線の整備を推進します。
- ・県のプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業や県及び市の「耐震改修促進計画」に基づき、緊急輸送路・避難路沿いの建物は優先的に耐震化を推進します。
- ・一定規模の開発や道路整備などに合わせ、無電中化の整備を検討します。

⑦ 橋りょうの計画的な長寿命化、耐震化の推進

- ・橋りょうの法定点検結果に基づく「橋りょう長寿命化修繕計画」を策定し、必要な修繕を実施することにより、既存施設の長寿命化を進めるとともに、耐震化を推進します。

⑧市民の憩いの場となる、公園・緑地の整備・維持管理

- ・都市計画公園・緑地については、「緑の基本計画」の見直しなどを通じて、将来人口推計・事業実施上の課題などを踏まえ、整備の優先度の設定を行います。また、長期未整備公園について代替施設の有無や代替機能の確保などを踏まえ見直しを行うとともに、公園のあり方や民間による柔軟な利活用について、市民ニーズを踏まえ検討します。
- ・市民や観光客の憩いの場・にぎわい交流の場として、中心市街地や観光拠点などにおいて、市民や民間事業者が行う、にぎわい創出の取り組みを支援し、公園利用者の利便性向上を図ります。
- ・市役所周辺、旧金谷庁舎などの拠点整備において、周辺の都市計画公園・緑地も含め機能性向上を図り、必要に応じて都市計画の見直しを図ります。
- ・市民の憩いの場、子どもの安全な遊び場、災害時の避難地といった公園の役割を維持・充実させるため、バリアフリー化や「公園施設長寿命化計画」などに基つき公園施設の長寿命化を推進します。
- ・市民の自発的な緑化活動を支援し、花と緑に彩られた魅力ある都市の実現を図ります。

⑨効果的・効率的な下水道・処理施設（し尿・ごみ）の整備・維持管理

- ・コンパクトな都市づくりと連携し、公共下水道、合併処理浄化槽などを組み合わせた適切な処理のあり方を検討します。
- ・人口減少社会における持続可能な下水道事業の実現を目的に、地方公営企業法を適用し「事業の見える化」を図るとともに、より安定的な経営を目指します。
- ・「公共下水道事業アクションプラン」、「公共下水道ストックマネジメント計画」、「公共下水道経営戦略」などに基つき、公共下水道の計画的な整備、維持管理を推進します。
- ・「クリーンセンター施設整備方針」に基つき、し尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理場について、適切な維持管理に努めながら長寿命化を図ります。
- ・公共下水道事業の区域外においては、生活排水の浄化のため、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ・今後の公共下水道事業、し尿処理事業、ごみ処理事業の効率化を目指し、さらなる民間活力の導入や周辺市町との広域的連携を調査・検討します。
- ・公共下水道施設、し尿処理施設、ごみ処理施設は、BCP（事業継続計画）及び防災マニュアルに基つき、災害時にも事業継続できるよう努めます。

⑩安全安心な水道水の供給

- ・「水道事業ビジョン」に基つき、水道施設の計画的な更新を行います。
- ・今後の人口減少社会における需要量の変化などを踏まえ、水道管径のダウンサイジング※などにより、効果的・効率的な水道施設の更新を行います。
※ダウンサイジングとは、需要量の減少を踏まえた水道管径の縮小
- ・人口減少社会においても、持続可能な水道事業を運営するために、経営の健全化を図ります。

⑪情報通信ネットワークの充実

- ・超高速ブロードバンドサービスなど、情報通信ネットワークの充実を図ります。

⑫都市基盤整備の基礎となる地籍調査の推進

- ・都市計画及び都市基盤整備の基礎となる地籍調査を計画的に進めます。

(5) 多様なコミュニティを育む拠点の充実

①公会堂・公民館・ふれあいセンターを、地域コミュニティや防災拠点として活用

- ・多世代の交流、健康づくり、介護予防など、身近なコミュニティの場となっている自治会が所有する公会堂について、人口減少などを踏まえて集約化や統廃合を促進しつつ、建替や耐震化を支援します。
- ・多様な市民の交流や生涯学習の場となっている公民館・ふれあいセンターなどの社会教育施設について、地域のコミュニティ拠点として施設の長寿命化を図り、維持管理に努めます。また、将来人口推計を踏まえ、統廃合について検討を行っていきます。

②児童センターなどの子育て支援拠点の充実

- ・こども館・児童センター・地域子育て支援センターなどを、地域の子育て支援の拠点として維持・充実を図ります。
- ・小学校や公民館等で実施している放課後児童クラブ等の充実を図ります。

③旧金谷庁舎跡地における拠点の整備・運営

- ・金谷地域においては、現在ある2か所の支所を統合し旧金谷庁舎跡地を再整備することにより、健康・福祉などの機能を持つ地域のコミュニティ拠点を形成します。

④コミュニティ拠点での趣味・健康などを学び楽しめる取り組みへの支援

- ・コミュニティ拠点において、若者や就業者も含め多くの市民が趣味・健康・子育て・社会貢献など多様なテーマについて学び楽しめるような取り組みが活発化するよう、交流機会やスペースの提供などの支援を行います。

6-1-2 安全安心な都市づくり

「国土強靱化地域計画」「地域防災計画」と連携し、頻発する地震や洪水など、大規模災害への対応のため、また防犯や交通安全など、身近な生活環境の安全を確保するため、以下の方針に基づき安全安心な都市づくりを推進します。

【安全安心な都市づくり 方針】

- (1) 空き家の利活用の促進などによる防災・防犯に強い都市の実現
- (2) 水害、土砂災害への対策の推進
- (3) 建物耐震化や安全な市街地の形成
- (4) 自助、共助による防災活動の促進
- (5) 防犯・交通安全活動の促進

(1) 空き家の利活用の促進などによる安全安心な都市の実現

① 空き家・空き地の流通促進

- ・川根地域で実施している「空き家バンク」、市全体で実施している「不動産バンク」などにより、空き家・空き地の所有者と活用したい人のマッチングを通じた利活用を検討します。
- ・空き家など中古住宅の活用と流通を促進するため、新たな助成制度を検討します。

② 中心市街地の活性化に向けた空き家・空き店舗の利活用

- ・「中心市街地活性化基本計画」などに基づき、遊休不動産のリノベーションを支援し、中心市街地の空き家・空き店舗の活用を促進します。
- ・通勤・通学などの利便性が高い中心市街地において、若者などの移住や定住促進のため、空き家をリノベーション^{※1}したシェアハウス^{※2}などの供給促進の仕組みづくりを検討します。
- ・市民や商工団体等と連携し、店舗や事業の開業の場、職業訓練の場、シェアオフィスやサテライトオフィス^{※3}など、空き家・空き店舗の活用方策を検討し実践に向けて取り組みます。
※1 リノベーションとは、既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ付加価値を与えること
※2 シェアハウスとは、1軒の住居を複数人で共有すること
※3 サテライトオフィスとは、企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのこと

③ 安全安心な住環境の保全に向けた空家等^{※1}の措置の推進

- ・良好な住環境の保全に向け、「空家等対策計画」などに基づき、空家等の分布や状況の調査、所有者などへの通知、倒壊の危険性等がある特定空家等^{※2}への措置などを推進します。
※1 空家等とは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定義された、空き家や附属する工作物のこと
※2 特定空家等とは、そのまま放置すると著しく倒壊などの危険や衛生上有害となるなどの状態にある空家等で、行政が所有者の事情を把握しつつ特定空家等と判断した場合は、空家等の措置について、所有者への助言・指導、勧告、命令、行政代執行を行うもの

(2) 水害、土砂災害への対策の推進

①総合的な治水対策の推進

- ・気候変動により大雨の危険性が高まっていることを踏まえ、河川改修、水路や調整池の整備、雨水浸透施設の設置など、総合的な治水対策を推進します。
- ・大井川については、牛尾山付近の狭窄部における河道掘削が完了するなど、順次整備を進めています。引き続き「大井川水系河川整備計画」に基づき必要な改修を国に働きかけます。
- ・その他の中小河川については、緊急性・重要性を踏まえ、必要に応じて改修に努めます。
- ・ゲリラ豪雨などの記録的短時間による大雨の頻発を踏まえ、必要に応じて都市下水路の見直しや調整池の配置について検討します。
- ・雨水が一気に河川や水路に流れ込むのを防ぐため、雨水浸透ますや雨水貯留槽などの雨水浸透施設の設置を推進します。

②総合的な土砂災害対策の推進

- ・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅の新規立地の抑制などの対策を推進します。
- ・「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、危険な急傾斜地に急傾斜地崩壊危険区域が指定されるよう県に働きかけ、県とともに擁壁工・法面保護工などの崩壊防止工事などを行います。
- ・危険ながけ地に近接する住宅について、危険性を周知しつつ、移転を促す取り組みを推進します。

③治山事業などによる森林環境の保全

- ・大雨による洪水や土砂災害などの災害を防ぐ公益的な機能を有する森林環境の保全のため、治山事業や林道事業について、優先度を踏まえつつ事業を実施するとともに、工事の難易度に応じて県に働きかけます。

④災害の危険性が低いエリアへの居住誘導

- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域などを考慮し、災害の危険性が低いエリアへの居住誘導を図ります。

(3) 建物耐震化や安全な市街地の形成

①建物耐震化の推進

- ・県のプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業や県及び市の「耐震改修促進計画」などに基づき、簡易耐震診断、耐震改修、耐震シェルター設置などを推進します。
- ・公共建築物の耐震化を推進します。

②市街地内におけるオープンスペースの確保

- ・建物が密集しまとまった公共用地の確保が困難な市街地において発生する空き地などを活用し、平常時は地域住民の交流スペースとして利用でき、災害時は一時避難地や延焼防止の機

能を持つオープンスペースの確保を検討します。

- ・オープンスペースの活用や維持管理は、地域住民組織や事業者などとの協働により行います。

③生活道路の整備、維持管理（再掲）

- ・生活道路や水路は、市民との協働を図りながら管理を行い、修繕が必要な箇所については、優先度を踏まえ計画的な維持修繕を行います。
- ・狭あい道路については、地権者協力のもと、拡幅・整備を促進します。
- ・路面性状調査の実施や地域要望などにより、優先度を踏まえ必要に応じて安全な道路や歩道の整備を行います。

④緊急輸送路・避難路の整備（再掲）

- ・「地域防災計画」において、緊急輸送路として指定されている市道谷口道線・菊川神谷城線や広域避難地への誘導路である市道大井川左岸旧堤線の整備を推進します。
- ・県のプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業や県及び市の「耐震改修促進計画」に基づき、緊急輸送路・避難路沿いの建物は優先的に耐震化を推進します。
- ・一定規模の開発や道路整備などに合わせ、無電中化の整備を検討します。

⑤災害時に避難地となる公園の計画的な整備

- ・「緑の基本計画」の見直しなどを通じて、災害時に防災上の避難地となる公園の整備及び再整備などを検討します。

⑥ライフラインの対応強化

- ・上水道施設は、優先度を踏まえつつ耐震化を推進するとともに、災害時の断水対策など緊急時への対応の強化を図ります。
- ・公共下水道施設、し尿処理施設は、BCP（事業継続計画）及び防災マニュアルに基づき、災害時にも事業継続できるよう努めます。

⑦防災ダム、ため池の維持管理

- ・防災ダムやため池は、大地震、風水害などの自然災害に備え、施設の長寿命化を図りつつ維持管理に努めます。

（４）自助、共助による防災活動の促進

①自主防災活動を支える避難所などの施設や資器材の充実

- ・「地域防災計画」に基づき、避難地・避難所などにおける、自主防災活動を支える施設や資器材の充実を促進します。

②地域の災害対応力の向上となる取り組みの推進

- ・水害、土砂災害、大地震などに対するハード施策などの公助と併せて、地域における災害時の共助の体制を継続するため、県や市の地域防災リーダー養成講座などを通じて、地域の防災活動を支える人材を育成します。
- ・地域の防災意識向上、地域の避難場所の確認・検討、共助体制の継続のため、地域防災訓練

や教育現場における学習の充実・強化を図ります。訓練においては、DIG^{※1}やHUG^{※2}など、市民の防災への意識や関心を高める手法を検討します。

※1 DIG とは、参加者が地図を囲み、想定される被害や問題を図面に書き込みながら適切な避難ルートや対応策などを考える災害図上訓練のこと。

※2 HUG とは、様々な避難者収容や避難所で起こる出来事にどう対応していくかを模擬体験する避難所運営ゲームのこと。

- ・市民等が災害時に適切な避難行動が取れるよう、大地震や風水害の発生時に災害別に避難方法が掲載されたハザードマップについて、ホームページなどの多様な媒体や防災講座などで周知します。また、自主防災組織による、地区防災マップづくりを促進します。
- ・避難行動要支援者の把握と災害時の対応策として避難行動要支援者名簿や避難支援の個別計画を整備し、市民と行政の協働により災害弱者の安全確保を図ります。

③市民などへの的確な防災情報伝達体制の整備

- ・情報伝達手段の多様化を図るため、災害情報や避難所開設情報などを市ホームページや防災メールを活用し、効果的に市民などへ情報伝達する手段を整備します。
- ・テレビ・ラジオ放送が中断した場合に備え、市民などに対して同報無線・防災メール配信・FM 島田の緊急放送・SNS など多様な媒体により災害情報、関連情報の提供を行うとともに、市民などに活用を促します。
- ・超高速ブロードバンドサービスなど、情報通信ネットワークの維持・充実を図ります。

(5) 防犯・交通安全活動の促進

①通学路の安全確保の推進

- ・通学路の再点検を行い、安全確保のため、歩道、交通安全施設（ガードパイプ）、路面標示などの整備を推進します。

②LED 防犯灯の設置の促進

- ・地域の要望に応じ、自治会や町内会への LED 防犯灯の設置を促進します。また、電気料金補助などにより支援します。

③地域における見守り活動の促進

- ・犯罪の防止・抑止や交通安全のため、通学路などにおける地域における防犯見守り活動を積極的に支援します。

④交通事故防止における啓発活動などの実施

- ・「交通安全計画」などに基づき、地域における交通安全講習会の開催など、交通事故防止における啓発活動を実施します。
- ・交通事故発生箇所の把握や地域要望などを踏まえ、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の設置を進めます。また、信号機や横断歩道の設置を関係機関に働きかけます。

⑤防犯・交通安全情報の提供

- ・同報無線や携帯端末へのメールなどによる防犯・交通安全情報の提供を、関係機関と連携し推進します。

6-1-3 活力ある都市づくり

企業誘致などによる働く場の創出、地域特性を生かした産業振興、多様な働き方の実現など、以下の方針に基づき活力ある都市づくりを推進します。

【活力ある都市づくり 方針】

- (1) 企業誘致や市内企業の移転の受け皿となる産業用地の確保、基盤整備の推進
- (2) 多様な働き方を支援する環境整備
- (3) 産業の高付加価値化やブランド化などの推進
- (4) 多様な世代の市内就業に向けた取り組みの推進

(1) 企業誘致や市内企業の移転の受け皿となる産業用地の確保、基盤整備の推進

- ①新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺における産業用地の整備
 - ・島田金谷インターチェンジ周辺においては、沿岸部企業の移転先となる用地の確保により、「稼ぐ拠点」の形成を図ります。
 - ・産業用地の誘導のため、道路などの基盤整備を進めます。
- ②市街地の空き店舗や低・未利用地を活用した起業などの支援
 - ・中心市街地などの空き店舗や低・未利用地を活用して起業をする事業者に対し、多角的な支援に努めます。
- ③都市間・拠点間を結ぶ幹線道路の整備（再掲）
 - ・都市間・拠点間を結ぶ国道1号の4車線化、国道473号、県道吉田大東線、空港アクセス道路などについて、関係市町と連携しつつ、優先度を踏まえ国・県に整備を働きかけます。
 - ・都市間・拠点間のネットワーク強化のため、(仮称)中河東光寺線及び(仮称)鎌塚橋の実現に向けた検討を行います。
- ④拠点内、拠点周辺道路の整備（再掲）
 - ・島竹下線、谷口道線、色尾大柳線、谷口中河線など優先度を踏まえて整備します。
- ⑤交通利便性や地域特性を活かした企業誘致の推進
 - ・広域交通の利便性や地域特性を活かし、新たな産業の創出や次世代の成長産業分野の企業誘致を推進します。
- ⑥活力を創出する土地利用の推進
 - ・各地域の特性を踏まえ、活力ある産業・業務地を創出するため、地区計画や特別用途地区などの指定について検討します。

(2) 多様な働き方を支援する環境整備

- ①空き家・空き店舗のリノベーションなどによる多様な働く場の整備（再掲）
 - ・市民や商工団体等と連携し、店舗や事業の開業の場、職業訓練の場、シェアオフィスやサテライトオフィスなど、空き家・空き店舗の活用方策を検討し実践に向けて取り組みます。

(3) 産業の高付加価値化やブランド化などの推進

①ICT の活用による産業の活性化の推進

- ・ICT の進展により、企業の生産活動や流通システムの効率化など多くのメリットが生まれています。これを契機に、企業におけるIoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）など新たなICTを効果的に活用した取り組みへの支援などにより、産業の活性化を図ります。

②付加価値の高い地域産業の創出

- ・本市の豊かな自然環境、水環境、農業環境を活かした、6次産業[※]、食品、医薬品、医療機器、環境関連など次世代の成長産業を見据えた企業の誘致を図ります。

※6次産業とは、農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業（加工・販売）にかかる事業の融合した産業

③優良農地の保全や農地の基盤整備などによる農業の振興

- ・都市的土地利用との調和を図りつつ、多彩で高品質な農産物を安定供給する上で欠かすことのできない、まとまりのある優良農地を積極的に保全します。また、農作業の効率化・生産性の向上を図るため、農地の集積・集約化を見据えた基盤整備を進めます。
- ・本市の基幹作物で高い品質を持つお茶については、効率的な生産活動を促すため、地域や経営体の実情に合った茶園の整備を支援します。また、「島田市緑茶化計画」のプロモーションなどにより、認知度アップや消費・販路拡大を推進します。

(4) 多様な世代の市内就業に向けた取り組みの推進

①市内及び周辺市町の高校生、大学生に向けた市内企業のPR

- ・人口減少社会の中、本市における次世代の産業を担う人材を呼び込むため、市内企業のPRなどにより、高校生・大学生の地元就職やUIJターン[※]就職を促進します。

※UIJターンとは、以下の3つの移住の総称。Uターン：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターン：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターン：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること

②子育てが一段落した女性や高齢者などの再就職等に向けた学び直しの促進

- ・多様な世代が働ける環境づくりのため、「島田市生涯学習推進大綱」に基づき、市民ニーズに即した学びの機会を地域の拠点施設を活用し提供していきます。

③時間や場所にとらわれない働き方の推進

- ・子育てや介護等により、会社での勤務が困難な人たちに対し、クラウドソーシング[※]など、時間や場所にとらわれない新たな働き方の取り組みを推進します。

※クラウドソーシングとは、発注者がネットを介して不特定多数の人に作業を依頼し、ものやサービスなどを作り上げていくこと

④多様な世代の雇用の促進

- ・誰もが本人の適正に合った職場で働けるように、企業と雇用のマッチングを図り、雇用を促進します。また、企業で長く働けるように、職場への定着を支援します。

6-1-4 魅力ある都市づくり

「中心市街地活性化基本計画」「観光総合戦略」などと連携し、中心市街地のにぎわい創出、本市の自然・歴史・観光資源の活用・整備など、以下の方針に基づき魅力ある都市づくりを推進します。

【魅力ある都市づくり 方針】

- (1) 中心市街地のにぎわい創出
- (2) 地域資源を活用した観光拠点の整備
- (3) 観光拠点などをつなぐネットワークの形成
- (4) インバウンド需要に対応した観光施策の推進
- (5) 交流人口・関係人口の拡大

(1) 中心市街地のにぎわい創出

①市役所周辺の再整備の推進

- ・老朽化している市役所本庁舎の再整備を現在地で行います。
- ・隣接するプラザおおりの再整備・機能充実や周辺の公園活用など、市民の交流やまちのにぎわい創出につながる機能の導入について検討します。
- ・市役所周辺に求められる都市機能にふさわしい用途地域への変更を検討します。
- ・市役所周辺整備に当たっては、無電中化の整備についてあわせて検討します。

②中心市街地の活性化に向けた空き家・空き店舗の利活用（再掲）

- ・「中心市街地活性化基本計画」などに基づき、遊休不動産のリノベーションを支援し、中心市街地の空き家・空き店舗の活用を促進します。
- ・通勤・通学などの利便性が高い中心市街地において、若者などの移住や定住促進のため、空き家をリノベーションしたシェアハウスなどの供給促進の仕組みづくりを検討します。
- ・市民や商工団体等と連携し、店舗や事業の開業の場、職業訓練の場、シェアオフィスやサテライトオフィスなど、空き家・空き店舗の活用方策を検討し実践に向けて取り組みます。

③にぎわい創出の場となる公共空間の整備

- ・中心市街地の街路、公園・緑地、空地などの公共空間を利活用することにより、まちなかで人の出会いと交流が生まれる豊かな都市空間へと再生し、歩きたくなるまちなかの創出を検討します。
- ・島田駅周辺などにおいて、事業者等との協働により、市民や来訪者が集い楽しむことができる魅力ある公共空間の整備を検討します。
- ・鉄道駅、公共施設、観光・交流拠点などを結ぶ歩道や歩行者専用道路の整備・活用などにより、歩いて楽しい歩行者ネットワークの形成を図ります。

④市街地における低・未利用地への都市機能誘導施策（再掲）

- ・今後、市街地のスポンジ化が予測される空き地、空き家の敷地など低・未利用地については、市民・事業者・行政の協働により、土地の換地・集約、区画再編などを進め、医療・福祉・商業・子育て支援施設など都市機能の立地促進となる誘導策を検討します。

(2) 地域資源を活用した観光拠点の整備

- ①新東名島田金谷インターチェンジ周辺「KADODE OOIGAWA」によるにぎわいの創出
 - ・「新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画」に基づき、官民連携により、本市の魅力に触れることのできる新たな拠点を整備し、観光交流人口の拡大などによる、にぎわいの創出を図ります。
- ②富士山静岡空港周辺の魅力向上の取り組みの推進
 - ・富士山静岡空港はもとより、旧金谷中学校跡地を活用する民間事業者や県が運営する「ふじのくに茶の都ミュージアム」などと連携してにぎわいの創出を図ります。
 - ・富士山静岡空港の更なる利便性向上のため、富士山静岡空港新幹線新駅の実現に向けた取り組みを、県と連携して推進します。
- ③自然、歴史資源などを活かした観光・交流拠点の形成
 - ・蓬萊橋周辺は、観光・交流拠点として利便性や景観を高めるための整備を推進します。
 - ・川越街道は、保存管理を進めながら、観光資源として活用を図ります。また、隣接する博物館においては、本市の歴史・文化を伝えていく重要な役割を担っており、歴史を学ぶ「場づくり」、「機会づくり」を進めます。
 - ・諏訪原城跡は、復元・保存管理と見学者の利便性向上につながる整備を推進します。
 - ・川根地区におけるパラグライダーパークなど、自然を活かした観光・交流拠点の形成を図ります。
 - ・大井川流域の新たな魅力発信のため、地域DMO[※]事業を推進します。
※DMOとは、地域が主体となって行う観光地経営のこと（Destination Management／Marketing Organization）
 - ・大井川鐵道のSL、温泉など、地域の魅力となっている観光資源の活用を図ります。
 - ・観光・交流拠点の整備と併せ、「観光地エリア景観計画」に基づき良好な景観形成を図ります。

(3) 観光拠点などをつなぐネットワークの形成

- ①自転車を活用した観光ネットワークの形成
 - ・中心市街地及び周辺において、駅と蓬萊橋・川越街道などの観光拠点を結ぶ移動手段として、インバウンド需用も見据えたレンタサイクルなどの導入について検討します。
 - ・大井川流域の観光団体などと連携してサイクルツーリズム[※]の情報発信を行い、自転車による観光ネットワークの促進を図ります。
※サイクルツーリズムとは、自転車を活用した観光産業のこと
- ②公共交通などを活用した観光ネットワークの形成
 - ・富士山静岡空港と市内交通結節点の間や市内観光地の間をつなぐ公共交通の構築など、鉄道網、バス路線網等の連携による観光ネットワークの形成を図ります。
 - ・広域的観光ネットワークの形成を視野に入れ、富士山静岡空港の新規路線の開拓、既存路線の増便を関係機関と連携して働きかけます。

(4) インバウンド需要に対応した観光施策の推進

①案内標識などの多言語化の推進

- ・市内の案内サイン、観光施設や公共施設などにおいて、標識の多言語化を推進します。

②ICT を活用した観光施策の展開

- ・デジタルマーケティング[※]の手法を用いた、シティプロモーションを展開し、インバウンド需要などに対応します。

※デジタルマーケティングとは、インターネット上でのアクセス傾向や意見などを分析してマーケティングを行うこと

- ・駅などの交通結節点や観光拠点における Wi-Fi 環境（公衆無線 LAN）の整備を推進します。

(5) 交流人口・関係人口の拡大

①地域の魅力体験の場となる施設の充実・適正な維持管理

- ・「しまだ大井川マラソン in リバティ」の開催場所となる大井川マラソンコース、「ささま国際陶芸祭」のメイン会場である山村都市交流センターささま、スポーツ合宿に活用される野外活動センター山の家など、豊かな自然や地域の魅力を体験する場となる既存の公共施設は、交流人口、関係人口[※]拡大の拠点として、関係機関への働きかけによる施設の充実と一層の活用、市民を中心とした適正な維持管理に努めます。

※関係人口とは、定住人口でも交流人口でもない、地域の内外において地域や地域の人々と多様にかかわる人口のこと。

②市民主体による地域の魅力向上の取り組み推進

- ・本市の自然・歴史・文化資源などを活かした、市民主体による地域の魅力向上の取り組みについて、一層の支援を行います。
- ・本市のファンとなる交流人口、関係人口の拡大に向け、都市・農村交流、滞在・体験型交流、各種イベント（受け手として又は担い手として）など、多様な関わり方が可能な取り組みを多面的に推進します。

③デジタルマーケティングの効果的な活用

- ・デジタルマーケティングを活用し、目的別のターゲット層やエリアの絞り込み、市場嗜好や動向分析によるコンテンツの明確化、イベント・体験ツアーへの効率的かつ効果的なアプローチなどを展開し、交流人口や関係人口の拡大を促進します。

6-1-5 環境と調和した都市づくり

SDGs[※]の考え方を取り入れ、「環境基本計画」などと連携し、低炭素・循環型都市の形成、優れた景観形成、豊かな自然環境・農業環境の保全など、以下の方針に基づき環境と調和した都市づくりを推進します。

※SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成される。

【環境と調和した都市づくり 方針】

- (1) 環境にやさしい低炭素・循環型都市の形成
- (2) 自然・歴史・文化と調和した景観形成
- (3) 協働による緑化の推進
- (4) 自然環境、農業環境の保全

(1) 環境にやさしい低炭素・循環型都市の形成

①新エネルギー・再生可能エネルギーの導入

- ・大井川流域の豊富な水資源を活用した小水力発電の導入について検討します。
- ・風力発電・バイオマスエネルギー[※]などの利用について調査・研究を進めます。
※バイオマスエネルギーとは、エネルギー源や原料として使うことができる、再生可能な生物由来の動植物資源（化石燃料は除く）の総称

②環境にやさしいライフスタイルへの転換の支援

- ・住宅における太陽光発電や蓄電池の設置を促進します。また、ゼロエネルギー住宅[※]の普及啓発を図ります。
※ゼロエネルギー住宅とは、エネルギー的に自立した高性能な住宅のこと
- ・電気自動車や水素自動車など低公害の公用車の導入を進めます。また、市民・事業者へ低公害車の普及啓発を図るとともに、公共施設などにおける充電スタンドの設置の推進に努めます。
- ・環境に負荷が少ないバスや鉄道などの公共交通の利用を促進します。
- ・自転車による移動を促進し、中心市街地や観光拠点におけるレンタサイクルなどの導入検討を行います。
- ・LEDの防犯灯や道路照明灯などの導入を推進します。

③公共下水道の整備などによる水環境の保全

- ・公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を推進し、水環境の保全を図ります。

④公共施設的环境配慮の推進

- ・公共施設については、自然エネルギーの活用、高効率な空調・照明の導入、低環境負荷材料の使用、緑化などにより環境配慮に努めます。

(2) 自然・歴史・文化と調和した景観形成

①島田市景観計画に基づく良好な景観の形成と風致の維持

- ・「島田市景観計画」に基づき、自然・歴史・文化と調和した良好な景観の形成を推進します。
- ・「島田市景観計画」の景観の形成基準に基づき、大規模建築物や重点地区内の建築物について

は、周辺の地形・自然・まちなみとの調和を図ります。

- ②地区計画、建築協定などを活用した、市街地における良好な居住環境の形成（再掲）
 - ・一定規模以上の開発地や居住環境向上の市民意向の高いエリアにおいて、良好な住宅地としての環境を持続させるため、必要に応じて地区計画や建築協定の導入を図ります。
- ③景観に配慮した土木構造物、公共施設などの整備
 - ・照明灯、ガードパイプ、擁壁などの土木構造物は、景観に配慮した整備を進めます。
 - ・公共施設は、周辺環境や景観に配慮した整備を進めます。

(3) 協働による緑化の推進

- ①道路、公園、公共施設などにおける緑化の推進
 - ・市街地における道路、公園、公共施設は、「緑の基本計画」に基づき、市民、事業者と協働し一層の緑化を推進します。
- ②市民や事業者による都市緑化の推進
 - ・花と緑で彩られた都市空間を創出するため、市民の緑化活動への支援を行います。
 - ・民有地における生垣づくりへの支援を行います。

(4) 自然環境・農業環境の保全

- ①大井川流域の水環境の保全
 - ・多自然型工法などの自然に配慮した水辺づくりの調査・研究に努めます。
 - ・河川愛護団体への支援を行うとともに、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進します。
 - ・流域市町との広域的な連携を図り、大井川の流量改善について調査・研究を行います。また、地下水利用の適正化を推進します。
 - ・地下水を涵養するため、雨水浸透ますや雨水貯留槽などの雨水浸透施設の設置を推進します。
- ②豊かな森林の保全
 - ・「島田市森林整備計画」に基づき、計画的な森林の保全・整備を行います。
 - ・森林を適正に管理するため、間伐や下草刈り、放置竹林の伐採など森林所有者に対して必要な支援を行います。
 - ・保水力があり、多様な生物を育む樹種への転換を進めます。
 - ・間伐材などの利用促進を図ります。
 - ・森林環境税を活用し、里山整備、森林環境学習、ボランティア支援、県産材等の木材利用促進などの環境活動の普及啓発を図ります。
- ③茶、水稻、果樹などの農業環境の保全
 - ・「島田市農業振興地域整備計画」に基づき、農地を保全し、計画的な農業の振興を図ります。
- ④学校などにおける環境教育の推進
 - ・市民参画による里山や水環境の維持管理の仕組みづくりを目指し、小中学校における自然体験活動や環境教育の推進などに努めます。

6-2 都市整備の方針

6-2-1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

- ・土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、市民生活及び産業・経済活動の共通の基盤です。土地利用は、豊かな自然環境を保全し、地域の個性と魅力を活かしながら、公共の福祉に優先しつつ、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを基本理念とします。
- ・人口減少社会においても持続可能な都市を実現する土地利用を目指し、地域の拠点への都市機能（医療・福祉・商業など）の誘導、地域の拠点周辺への居住誘導による人口密度の維持・向上、新たな産業の創出・誘導などを、総合的かつ計画的に行うこととします。

1) 自然的土地利用の方針

- ・大井川が織り成す豊かな自然を、都市の持続的発展に欠かすことのできない貴重な資源と捉え、水辺空間、森林などを保全・活用しつつ、地球温暖化対策の視点に立って環境への負荷を軽減していきます。
- ・無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制し、環境負荷が少なく良好な景観を形成するため、身近な緑地・農地を保全します。
- ・大規模自然災害に対応するため、河川整備の推進や農地・森林の保全による水源涵養などの機能向上に努めます。

2) 都市的土地利用の方針

- ・人口減少社会において市民生活の利便性を確保し、都市の活力となるにぎわいの創出を図るため、地域の拠点に居住・医療・福祉・商業・子育て支援・交流などの多様な機能を誘導集約します。また、都市機能が集約された地域拠点周辺は、誰もが暮らしやすく、快適な生活環境を整え居住誘導を図ります。
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりは、単に都市経営における行財政の効率化や都市機能や人口密度の維持を目指すのではなく、市民生活のさらなる質の向上と新たな都市の活力を創出するためのものです。都市における土地利用は、この目的を実現するため計画的かつ適正な規制誘導を図っていくこととします。
- ・新東名・東名高速道路、富士山静岡空港などの広域高速交通網が結節する優位性を活かし、農林業、商工業、観光業などの産業基盤を整備・充実し、経済活動を力強く下支える土地利用を進めます。
- ・市街地においては、用途地域を基本として、地域特性や求められる機能に応じた土地利用を誘導します。また、人口減少による社会経済状況の変化を踏まえつつ、都市の将来像の実現に向け、必要に応じて用途地域の見直しを図ります。
- ・本市の歴史・文化、多彩な産業などの地域の魅力や個性を活かす土地利用を図ります。
- ・大地震や洪水などの大規模災害に備え、災害危険性の少ないエリアへの居住誘導を図ります。

①住宅地

- ・地域コミュニティの形成や景観の形成に配慮した快適な居住環境の整備により、豊かな自然と調和する質の高い暮らしの空間を創出します。
- ・若者単身者、子育て世代、高齢者など誰もが暮らしやすく、多様なライフスタイルやライフステージに応じた住まい方ができる土地利用を図ります。
- ・コンパクトで秩序ある市街地の形成や豊かな居住環境の実現のため、既存ストックの質的向上を図り、まちなか居住を促進します。
- ・都市機能の拡散を抑制し、効率的な土地利用を図るため、住居系用途地域への居住誘導を促進します。また、誰もが安心して暮らせる居住環境を確保するため、地域拠点の周辺や災害の危険性が低いエリアへの居住誘導を図ります。
- ・地域特性に応じた土地利用の誘導を図るため、必要に応じて地区計画の活用や特別用途地区の指定を検討します。

②商業・業務地

- ・島田駅周辺は、本市の中心拠点として、多様な都市機能を誘導することにより、にぎわいの創出を図り、活力あふれた都市づくりを進めます。
- ・商業・業務地については、行政や文化、商業及び事業所など多様な都市機能の誘導や高度利用を推進します。また、低・未利用については、市民・事業者・行政の協働により、土地の集約、区画再編などを進め、都市機能の立地を誘導します。
- ・中心市街地においては、通勤・通学のしやすさや生活利便性を活かし、空き地・空き家の敷地など低・未利用地の換地・集約、区画再編などにより、集合住宅や共同住宅などの立地を促進し、まちなか居住を誘導します。
- ・幹線道路の沿道では、サービス施設の立地が可能となる都市的土地利用を検討します。

③工業地

- ・新東名島田金谷インターチェンジ周辺の産業用地については、地区計画に定めた目標の実現に向け計画的な整備を進めます。
- ・既存の工業地域では、静岡県が進める「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト※」などによる地域資源を活かした産業の誘導を図るため、必要な用地の整備を進めます。
※機能性食品へのニーズの高まり、地場産品への期待、新たな食品市場の拡大といった社会的背景のもと、静岡県が進める食品関連産業の活性化に向けた取り組みのこと。
- ・工場の転出などにより著しく土地利用の変化が見られる地域では、周辺地域への影響などを考慮しながら、用途地域の見直しを検討します。

④その他宅地

- ・公園、緑地については、都市公園法に基づく公園の役割や規模に応じ、優先度を明らかにしつつ整備を進めます。また、長期未整備公園については、代替施設の有無や代替機能の確保などの状況を踏まえ見直しを行うとともに、公園のあり方や民間による柔軟な利活用につい

て、市民ニーズを踏まえ検討します。

- ・集落地においては、無秩序な開発を抑制するとともに周辺環境との調和を図り、良好な集落環境の維持、向上に努めます。また、中山間地における集落地については、集落間の連携やコミュニティの強化、移住・定住施策、交流人口・関係人口の拡大施策などを総合的に展開し、集落地の維持に努めます。

(2) 地域類型別の土地利用の方針

各地域における土地利用の特徴を踏まえ、次のような「地域類型」に区分し、類型（ゾーン）ごとに特徴ある土地利用を展開します。

1) 住宅ゾーン

- ・戸建住宅を主体とした良好な住環境の維持・向上を図ります。また、日用品を主体とする商業施設、医療施設、福祉施設などの立地により、快適な市街地を形成します。
- ・低層住居専用地域については、住環境の維持及び向上を図ります。また、基盤整備の状況などを踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

2) 住工共生ゾーン

- ・住環境と産業の共生を図り、職住近接のまちづくりを推進します。なお、工場の転出など環境の変化があった場合は、土地利用の適正化に向け用途地域の見直しを図ります。

3) 中心拠点ゾーン・商業ゾーン

- ・島田駅周辺の中心市街地においては、本市の中心拠点として商業・業務・行政・文化などの多様な機能を誘導し、便利でにぎわいのある市街地の形成を図ります。
- ・空き地、空き家の敷地など低・未利用地については、土地の換地・集約、区画再編などを進め、医療・福祉・商業・子育て支援施設などの都市機能を誘導します。
- ・市役所など拠点における公共施設については、にぎわいの創出や利便性の向上につながる機能の付加について検討します。また、既存の公園や歩道の活用により歩いて楽しい都市づくりを進めます。
- ・にぎわいの創出、歩いて暮らせる利便性の高いまちづくりを通じ、まちなかへの居住促進を図ります。あわせて、集合住宅や共同住宅などによる土地の高度利用を促進します。

4) 地域拠点ゾーン

- ・六合・初倉・金谷・川根の各地域の支所や公民館周辺を地域拠点と位置付け、都市機能（医療・福祉・商業など）を誘導し維持・充実を図ります。

5) 地域振興・生活利便ゾーン

- ・地域振興ゾーンにおいては、中心市街地との共生を図るために、必要な規制などの土地利用を検討します。

6) 工業ゾーン

- ・既存の工業地域においては、用途地域内の未利用地等を活用し新たな企業立地を促進します。
また、良好な操業環境の維持・向上を図ります。

7) 産業誘致ゾーン

- ・新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺においては、広域交通の利便性や地域特性を活かした新たな産業の創出や次世代の成長産業分野の企業立地に求められる用地を確保します。
- ・東名高速道路吉田インターチェンジ周辺においては、立地の優位性を活かし計画的な土地利用を誘導します。

8) 観光・交流ゾーン

- ・新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺で整備が進む賑わい交流拠点、旧金谷中学校跡地やふじのくに茶の都ミュージアム周辺で展開する賑わい拠点、蓬莱橋、川越街道、諏訪原城跡及び川根温泉周辺を観光・交流ゾーンとして、魅力を高める施設整備などを図ります。
- ・観光・交流ゾーンの周辺に散在する農地については、保全すべき農地の明確化と計画的な土地利用を図り、都市的土地利用との調和に努めます。

9) 幹線道路沿道整備ゾーン

- ・六合地域、初倉地域及び金谷地域の幹線道路沿道整備ゾーンにおいては、交通利便性が高いことを考慮し、保全すべき農地の明確化と計画的な土地利用を図り、都市的土地利用との調和に努めます。また、社会情勢の変化に合わせ適正な土地利用を検討します。

10) 森林ゾーン

- ・防災機能、水源涵養機能、二酸化炭素の吸収源、木材生産の場、環境教育の場など、森林が持つ様々な役割・機能が発揮され、森林資源の計画的な保全が図られるように努めます。
- ・林業の担い手を確保・育成するなど多様な主体の参画を促すことで、森林の再生につなげます。

11) 農地ゾーン

- ・多彩で高品質な農産物を安定供給する上で欠くことのできない、まとまりのある優良農地は積極的に保全します。
- ・良好な都市環境や景観を形成し、災害時の防災空間を確保する観点から、市街地や集落地内の農地については、保全すべき農地の明確化と計画的な土地利用を図り、都市的土地利用との調和に努めます。
- ・農業体験の場や地域住民と都市住民との交流の場として農地を活用します。

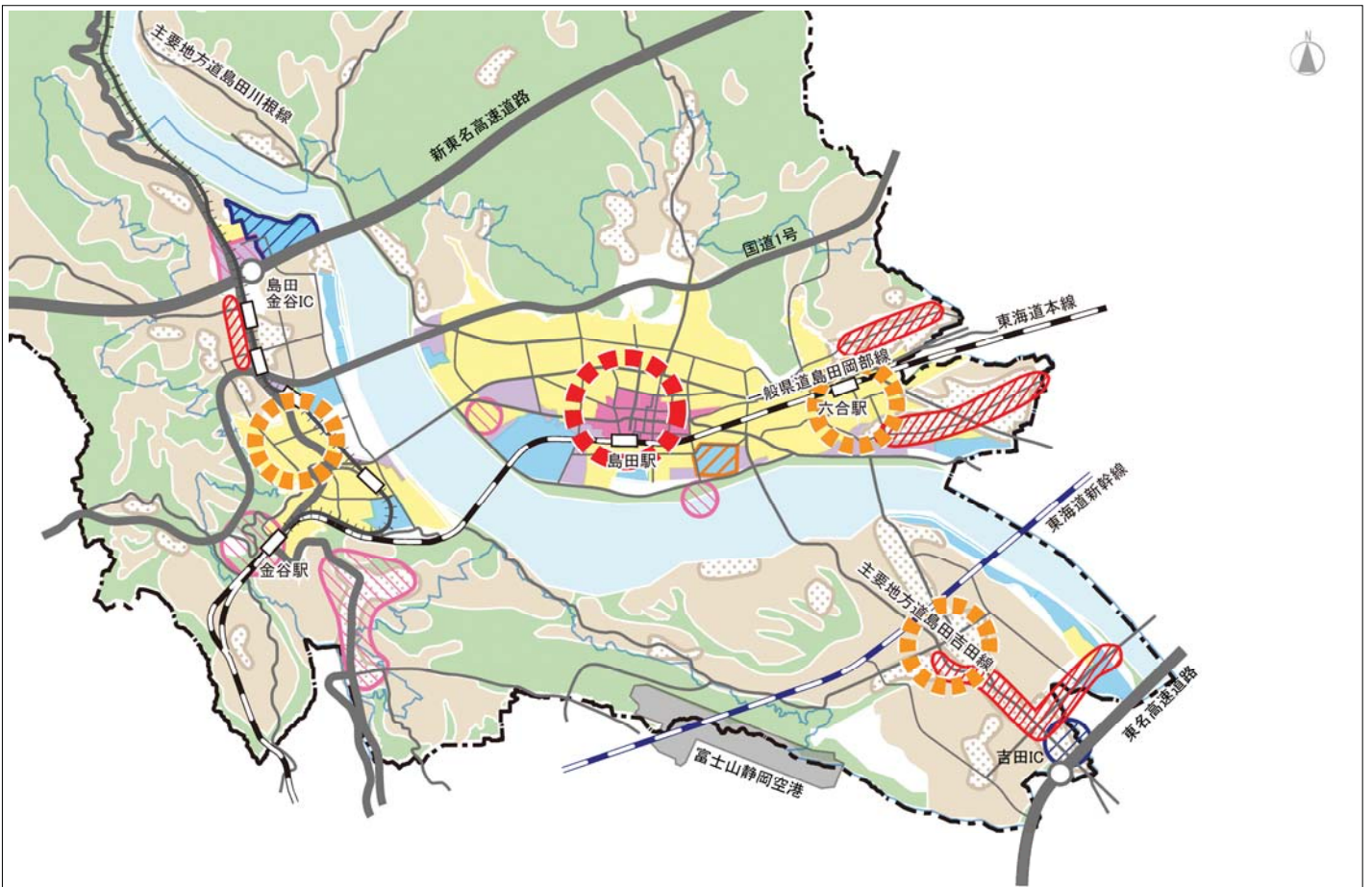
12) 集落ゾーン

- ・自然や農地に囲まれた良好な環境を保全し、快適な居住環境の形成を図ります。
- ・介在する農地については、適正な維持管理、保全すべき農地の明確化と計画的な土地利用を図り、都市的土地利用を促すと同時に調和に努めます。

13) 大井川ゾーン

- ・市民生活にうるおいと安らぎを与えている大井川が織り成す美しい景観を保全するとともに、計画的な改修と河川・緑地の多面的活用について、国に働きかけます。

图 土地利用方针图(都市計画区域)



6-2-2 公共交通の方針

(1) 基本的な考え方

- ・コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの実現に向け、誰もが移動しやすい公共交通手段の確保・充実のため、鉄道、バス・タクシー・ワゴン車等を活用したデマンド運行などの、多様な手段の組み合わせにより中心拠点等と拠点周辺を結ぶ公共交通網を形成します。また、モーダルコネクト[※]の取り組みにより、鉄道駅やバスの合流点などを交通結節点として位置付け接続を強化し、乗り継ぎの利便性、快適性ととも、効率性を高めます。

※モーダルコネクトとは、多様な交通手段を接続・強化し、利用者が多様な交通を選択しやすい環境をつくること。

(2) 公共交通ネットワーク方針

1) 広域間ネットワーク

- ・中心拠点、六合、金谷の地域拠点と静岡県内の各都市（静岡市、浜松市、焼津市、藤枝市、掛川市など）を結び、通勤・通学などの手段となる東海道本線を広域間ネットワークとして位置付けます。
- ・全国各地や世界をつなぐ玄関口として富士山静岡空港を位置付けます。

2) 中心拠点と地域拠点を結ぶネットワーク

- ・中心拠点と地域拠点を結ぶネットワークとして、東海道本線及び大井川鉄道大井川本線を位置付けます。また、民間路線バス、コミュニティバスに加え、デマンド型乗り合いタクシーなどにより鉄道を補完します。

3) 中心拠点と中心拠点周辺を結ぶネットワーク

- ・中心拠点と中心拠点周辺を結ぶネットワークとして、民間路線バス、コミュニティバスに加え、デマンド型乗り合いタクシーなどを位置付けます。

4) 地域拠点間を結ぶネットワーク

- ・地域拠点間を結ぶネットワークとして、東海道本線及び大井川鉄道大井川本線を位置付けます。また、また、民間路線バス、コミュニティバスに加え、デマンド型乗り合いタクシーなどにより鉄道を補完します。

5) 地域拠点と地域拠点周辺を結ぶネットワーク

- ・地域拠点と地域拠点周辺を結ぶネットワークとして民間路線バス、コミュニティバスに加え、デマンド型乗り合いタクシーなどを位置付けます。

6) 交通結節点

- ・コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを支える骨格形成と市民の利便性、快適性及び効率性を図るため、鉄道駅やバス路線の合流点・分岐点及び公共公益施設などを交通結節点として位置付けます。

(3) 公共交通手段別の方針（再掲）

1) バス・タクシー・ワゴン車など

①市民の移動手段の再構築

- ・バス交通については、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを図る中で、市民ニーズと運行の効率性を踏まえ、幹線・支線の明確化や路線の精査、大量輸送できるバスによる定時定路線運行や少人数の対応ができるタクシー・ワゴン車によるデマンド運行といった適切なモードの設定など、再構築を図ります。
- ・地域公共交通の運行主体については、従来の交通事業者によるもののほか、自治会やNPO法人などによる地域主体の自家用有償旅客運送制度の導入を検討します。

②交通結節点の整備

- ・鉄道駅では駅前広場などの整備により、多様な交通手段の乗り継ぎの利便性を高める取り組みに努めます。
- ・バス路線の再構築や車両の更新と併せ、公共施設や都市機能（医療・福祉・商業など）への乗継ポイントとなる交通結節点などについては、乗り継ぎの快適性・利便性に併せ効率性を確保するよう努めます。

2) 鉄道

①利便性の向上への働きかけ

- ・東海道本線、大井川鐵道大井川本線については、鉄道事業者や関係機関に対し、サービスの維持・向上を働きかけます。
- ・乗り継ぎの快適性・利便性に併せ効率性を確保するために、事業者と連携しバス運行ダイヤの調整などを検討し、公共交通網の形成に努めます。

②交通結節点の整備

- ・鉄道とバスなどの乗り継ぎの利便性向上に向け、六合駅前広場の整備を図ります。

3) 空港

- ・富士山静岡空港と市内交通結節点の間や市内観光地の間をつなぐ公共交通の構築など、鉄道網、バス路線網等の連携による観光ネットワークの形成を図ります。
- ・広域的観光ネットワークの形成を視野に入れ、富士山静岡空港の新規路線の開拓、既存路線の増便を関係機関と連携して働きかけます。
- ・富士山静岡空港の更なる利便性向上に努めるとともに、富士山静岡空港新幹線新駅の実現に向けた取り組みを、県と連携して推進します。

4) 次世代交通など

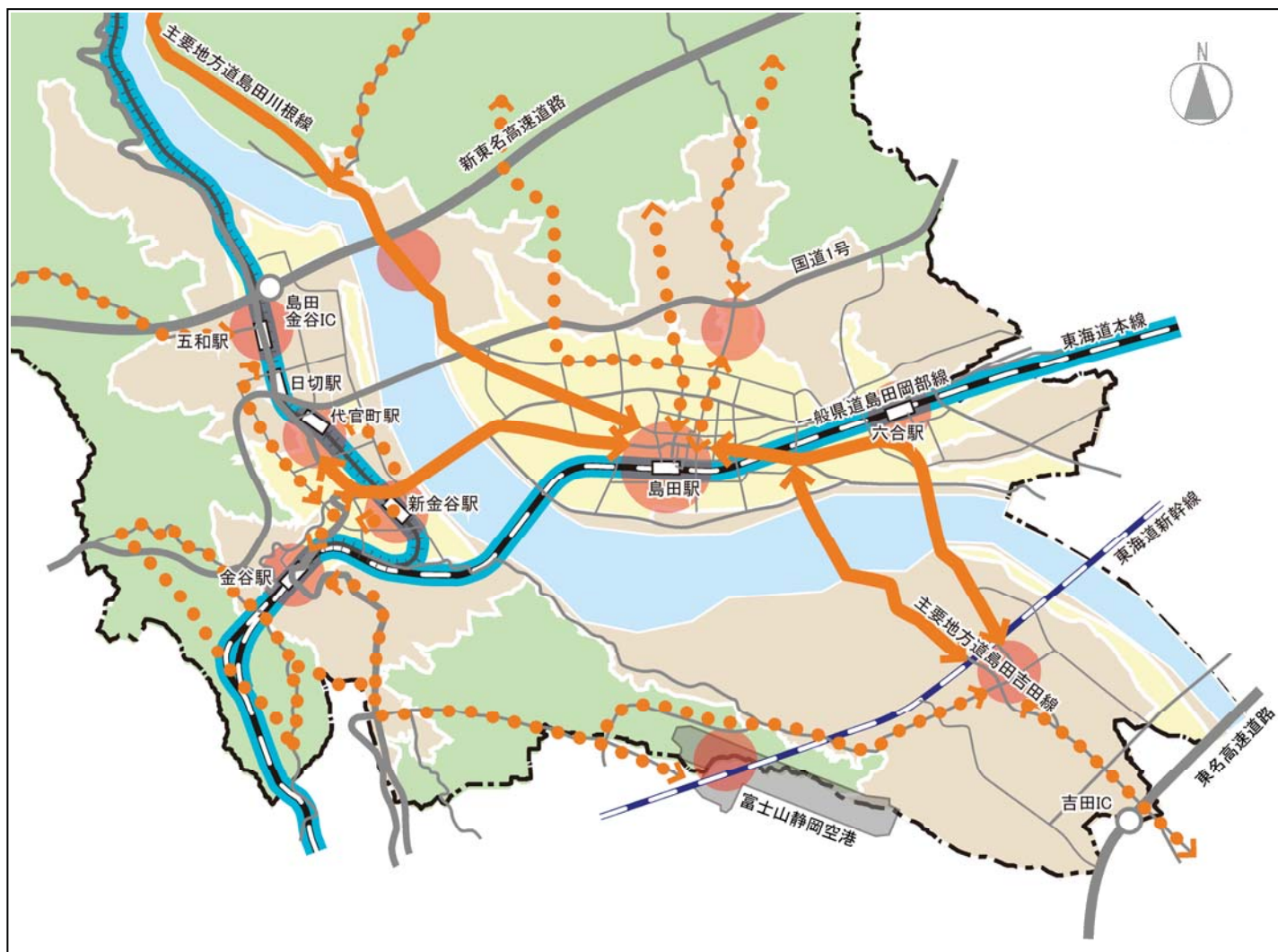
①ICTを活用した次世代交通システムの導入

- ・ICTの進展を踏まえ、市民の移動ニーズに対応できるよう、自動運転技術・パーソナルモビリティなどを活用した次世代交通システムの導入検討を行います。
- ・次世代交通システムの導入に向け、産学官の連携による実証実験などの実施を検討します。

図 公共交通方針図



図 公共交通方針図(都市計画区域)



6-2-3 都市施設の方針

都市施設の方針は、テーマ別方針及び土地利用方針に基づき、(道路、公園緑地、その他都市施設) について定めます。

(1) 道路

1) 基本的な考え方

- ・将来都市構造を踏まえ、高規格幹線道路、地域高規格道路、広域幹線道路、地域幹線道路など各路線の役割を明確化し、コンパクト・プラス・ネットワークを実現する道路ネットワークを形成します。
- ・将来の自動車交通量、都市づくりの方向性を踏まえ、道路ネットワークを再構築し、優先順位を明らかにしつつ道路整備を進めます。
- ・通勤の利便性向上や産業観光の振興のため、国道1号・国道473号の4車線化に向けた国・県への働きかけ、新たな幹線道路の整備など、他都市との連携を強化する路線の強化を図ります。
- ・拠点間を結ぶ幹線道路など、市内の移動を円滑化する路線の整備を推進します。
- ・都市防災力の向上のため、緊急輸送路や避難所への誘導路の整備を推進します。
- ・道路施設の老朽化に応じて、適切な維持管理と施設の長寿命化を推進します。

表 道路ネットワーク

区分	種別	定義	対象路線
国土軸	高規格幹線道路	・自動車が高速度走行できる構造を持つ道路で、長いトリップの交通を対象に処理	新東名高速道路 ((都) 第二東名自動車道) 東名高速道路
都市間連携軸	地域高規格道路	・高規格幹線道路網と一体となって交通を大量に処理	国道1号((都) 島田金谷北部幹線) 国道473号(金谷相良道路)
	広域幹線道路	・県域及び地域間を連絡し長いトリップの交通を処理	国道1号((都) 島田金谷北部幹線) 国道473号((都) 金谷五和線など)
地域間連携軸	地域幹線道路	・都市構造上の骨格となる道路であり、本市及び周辺市町で発生する交通の処理を図るとともに、拠点を連絡	(都) 島田金谷線 (主) 島田吉田線 (主) 島田川根線 など
地域幹線軸	幹線道路 補助幹線道路	・都市の骨格及び地域の骨格を形成し、地域相互を連絡する幹線道路、又は主要施設へのアクセス道路	(都) 横井御仮屋線 (都) 御仮屋旗指線 (都) 東町御請線 (都) 二軒家牛尾線 など

2) 道路整備方針（再掲）

① 将来自動車交通量などを踏まえた道路ネットワークの再構築

- ・都市計画道路や幹線道路については、「都市計画道路整備プログラム」の見直しなどを通じて道路ネットワークを再構築するとともに、将来自動車交通量・交通安全・都市づくりとの連携・代替路線の有無・構造上の課題などを踏まえ、長期末整備路線などについては見直しを行います。

② 都市間・拠点間を結ぶ幹線道路の整備

- ・都市間・拠点間を結ぶ国道1号の4車線化、国道473号、県道吉田大東線、空港アクセス道路などについて、関係市町と連携しつつ、優先度を踏まえ国・県に整備を働きかけます。
- ・都市間・拠点間のネットワーク強化のため、（仮称）中河東光寺線及び（仮称）鎌塚橋の実現に向けた検討を行います。

③ 拠点内、拠点周辺道路の整備

- ・島竹下線、谷口道線、色尾大柳線、谷口中河線など優先度を踏まえて整備します。

④ 生活道路などの整備、維持管理

- ・生活道路や水路は、市民との協働を図りながら管理を行い、修繕が必要な箇所については、優先度を踏まえ計画的な維持修繕を行います。
- ・路面性状調査の実施や地域要望などにより、優先度を踏まえ必要に応じて安全な道路や歩道の整備を行います。
- ・道路照明灯について、LED化を進め維持管理費を抑制します。

⑤ 緊急輸送路・避難路の整備

- ・「地域防災計画」において、緊急輸送路として指定されている市道谷口道線・菊川神谷城線や広域避難地への誘導路である市道大井川左岸旧堤線の整備を推進します。
- ・県のプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業や県及び市の「耐震改修促進計画」に基づき、緊急輸送路・避難路沿いの建物は優先的に耐震化を推進します。
- ・一定規模の開発や道路整備などに合わせ、無電中化の整備を検討します。

⑥ 橋りょうの計画的な長寿命化、耐震化の推進

- ・橋りょうの法定点検結果に基づく「橋りょう長寿命化修繕計画」を策定し、必要な修繕を実施することにより、既存施設の長寿命化を進めるとともに、耐震化を推進します。

(2) 公園・緑地

1) 基本的考え方

- ・都市公園法に基づき、街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園などに区分し、各公園・緑地の規模や役割に応じて整備を推進します。また、長期未整備公園について代替施設の有無や代替機能の確保などを踏まえ見直しを行うとともに、公園のあり方や民間による柔軟な利活用について、市民ニーズを踏まえ検討します。
- ・都市のコンパクト化を踏まえ、将来人口推計、代替施設の有無などから優先度を明らかにしつつ、人々が快適で健康に暮らすことができ、災害に強い都市づくりに寄与する公園・緑地の整備を推進します。
- ・市民の公園・緑地に関するニーズを把握し、市民に親しまれる公園の整備に活かしていきます。
- ・大井川をはじめとした市内を流れる河川や水路を生かし、市民が親しみを感じる緑豊かな水辺のある都市づくりを推進します。
- ・蓬莱橋、川越街道、諏訪原城跡などの本市の有する豊富な歴史資源を緑で引き立てていくことにより、歴史の香る緑の都市づくりを推進します。
- ・市民や事業者と連携し、多様な担い手により公園・緑地の整備、運営管理を推進します。
- ・中心市街地においては、既存の公園・緑地、緑道を活かしつつ、ミニ公園などの公共空間の創出により、魅力ある都市空間の形成を図ります。

表 公園・緑地の区分・役割(本市で整備されている公園・緑地の種別を掲載)

区 分		標準規模	役 割	対象公園
住区 基幹 公園	街区 公園	0.25ha を 標準とする	・主として街区内に居住する者の利用に 供することを目的とする公園	横井公園 中央小公園 三代島第一公園 など
	近隣 公園	2ha を 標準とする	・主として近隣に居住する者の利用に供 することを目的とする公園	元島田公園 往還下公園 など
都市 基幹 公園	総合 公園	おおむね 10ha 以上 とする	・主として一の市町村の区域内に居住す る者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動 等総合的な利用に供することを目的と する公園	伊太谷川沿岸公園 中央公園
	運動 公園	おおむね 15ha 以上 とする	・主として運動のように供することを目 的とする公園	横井運動場公園
特殊 公園	風致 公園	—	・主として風致の享受のように供するこ とを目的とする公園	天神原公園 白岩寺公園
緑地	都市 緑地	—	・主として自然環境を有し、環境の保全、 郊外の緩和、災害の防止、景観の向上 等の都市環境の維持・保全・改善及び 緑道のように供することを目的とする 公共空地	大井川緑地 駅前緑地 北部緑地 かなや大井川緑地

出典：都市計画マニュアル（都市施設・公園緑地編）

2) 公園・緑地整備方針

○市民の憩いの場となる、公園・緑地の整備、維持管理（再掲）

- ・都市計画公園・緑地については、「緑の基本計画」の見直しなどを通じて、将来人口推計・事業実施上の課題などを踏まえ、整備の優先度の設定を行います。また、長期未整備公園について代替施設の有無や代替機能の確保などを踏まえ見直しを行うとともに、公園のあり方や民間による柔軟な利活用について、市民ニーズを踏まえ検討します。
- ・市民や観光客の憩いの場・にぎわい交流の場として、中心市街地や観光拠点などにおいて、市民や民間事業者が行う、にぎわい創出の取り組みを支援し、公園利用者の利便性向上を図ります。
- ・市役所周辺、旧金谷庁舎などの拠点整備において、周辺の都市計画公園・緑地も含め機能性向上を図り、必要に応じて都市計画の見直しを図ります。
- ・市民の憩いの場、子どもの安全な遊び場、災害時の避難地といった公園の役割を維持・充実させるため、バリアフリー化や「公園施設長寿命化計画」などにに基づき公園施設の長寿命化を推進します。
- ・市民の自発的な緑化活動を支援し、花と緑に彩られた魅力ある都市の実現を図ります。

(3) 供給施設・処理施設

1) 下水道・し尿処理施設

○効果的・効率的な下水道の整備・維持管理（再掲）

- ・コンパクトな都市づくりと連携し、公共下水道、合併処理浄化槽などを組み合わせた適切な処理のあり方を検討します。
- ・人口減少社会における持続可能な下水道事業の実現を目的に、地方公営企業法を適用し「事業の見える化」を図るとともに、より安定的な経営を目指します。
- ・「公共下水道事業アクションプラン」、「公共下水道ストックマネジメント計画」、「公共下水道経営戦略」などにに基づき、公共下水道の計画的な整備、維持管理を推進します。
- ・「クリーンセンター施設整備方針」に基づき、し尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理場について、適切な維持管理に努めながら長寿命化を図ります。
- ・公共下水道事業の区域外においては、生活排水の浄化のため、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ・今後の公共下水道事業、し尿処理事業の効率化を目指し、さらなる民間活力の導入や周辺市町との広域的連携を調査・検討します。
- ・公共下水道施設、し尿処理施設は、BCP（事業継続計画）及び防災マニュアルに基づき、災害時にも事業継続できるよう努めます。

2) 上水道

○安全安心な水道水の供給（再掲）

- ・「水道事業ビジョン」に基づき、水道施設の計画的な更新を行います。
- ・今後の人口減少社会における需要量の変化などを踏まえ、水道管径のダウンサイジングなどにより、効果的・効率的な水道施設の更新を行います。
- ・人口減少社会においても、持続可能な水道事業を運営するために、経営の健全化を図ります。

3) ごみ処理施設・火葬場など

○ごみ焼却場

- ・ごみ焼却場として、田代環境プラザの適正な維持管理を図ります。

○火葬場

- ・火葬場として、島田市斎場及び島田市金谷斎場の適正な維持管理を図ります。

○最終処分場

- ・将来の最終処分場について調査を進めます。

(4) 水路（河川）

○総合的な治水対策の推進（再掲）

- ・気候変動により大雨の危険性が高まっていることを踏まえ、河川改修、水路や調整池の整備、雨水浸透施設の設置など、総合的な治水対策を推進します。
- ・大井川については、牛尾山付近の狭窄部における河道掘削が完了するなど、順次整備を進めています。引き続き「大井川水系河川整備計画」に基づき必要な改修を国に働きかけます。
- ・その他の中小河川については、緊急性・重要性を踏まえ、必要に応じて改修に努めます。
- ・ゲリラ豪雨などの記録的短時間による大雨の頻発を踏まえ、必要に応じて都市下水路の見直しや調整池の配置について検討します。
- ・雨水が一気に河川や水路に流れ込むのを防ぐため、雨水浸透ますや雨水貯留槽などの雨水浸透施設の設置を推進します。

(5) その他

1) 教育文化施設

○学校

- ・教育環境の適正化に関する検討結果に基づき、統廃合を進めます。
- ・校舎、体育館等の劣化状況調査の結果を踏まえつつ、地域において求められる拠点としての役割と財政負担とのバランスを十分に考慮して、統廃合した建物の利活用を地域とともに検討します。

○文化施設

- ・「島田市役所周辺整備基本構想」に基づき、プラザおおるりについて当面の間使用を継続することを前提に設備の改修を進めます。
- ・ホール及び舞台設備を有する施設のあり方について、今後個別計画において検討します。

2) 社会福祉施設

○島田市立総合医療センター

- ・島田市立総合医療センターについては、地域の基幹病院として、2020 年度（令和 2 年度）中の開院に向け、建設を推進します。

○その他医療施設

- ・その他の医療施設については、市民生活を支える都市機能として、地域の実情を踏まえ地域拠点への誘導を検討します。

○保育所

- ・保育所については、市民生活を支える都市機能として、地域の実情を踏まえ地域拠点への誘導を検討します。

○福祉施設

- ・福祉施設については、市民生活を支える都市機能として、地域の実情を踏まえ地域拠点への誘導を検討します。